



事務所だより 2月号

西田成希税理士事務所

解氷の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

昔の人はすごいですね。「大寒」とはよく言ったものです。ちょうど大寒のころ本当に寒かったです。雪が降ったところも多かったのではないですか？

確定申告シーズンとなりました。年中行事、私は季節労働者となります(^_^;)。3月15日と期日が決まっていますので、ちゃんと終わるかどうかが、毎年とても不安になります。

さて、12月は、ほぼ毎日のように飲んでいた私。お正月もよく飲み、よく食べました。その結果、ナント体重が4kg、体脂肪も5%アップしてしまいました。そんな状態で1月3日にソフトテニスの初打ちに行きました。まあ、動けないこと、動けないこと(T_T)。そうでなくても年々動けなくなっているのに、ここでの体重増はちょっとキツイ、って感じです。さすがに痩せないかと…(>_<)。若かりし頃(4年ほど前)は、ビリーズブートキャンプを1年ほど続けたのですが、さすがにその勇気が出ません(ビリーが励ましてくれますが、シンドイものはシンドイ(^_^;))。ライザップも無理、通ってる暇がない…、しかもしんどそう…。

何とかラクして痩せる方法はないか？安易な方へ流されていきます。そんなときに、ドン・キホーテに行く機会がありました。ダメもとで健康器具コーナーへ。あります、あります！「座っているだけでO.K.(高周波の電気が流れるヤツ)」、「ワンダーコア」などなど。しかし、どれも値段がそれなりです。と、思っていたら『980円(税抜)』の値札が目飛び込んできました。一時期流行った、腹筋ローラーです。「おおっ、安い」「うーん、痩せるかな？3日坊主になりそうな気がするし。でも、お腹が凹んで腹筋割れたら嬉しいし…。どうしよう」。他の買い物もしながら小1時間悩んで、結局買っちゃいました！1月の終わりで、約3週間続けてますが(^_^)v、結果は？体重は1kg減りました。腹筋はまだ割れてません(^_^;)。根本的に食べる量を減らさないとダメですね。

汚いお腹を見せるわけにいきませんので、写真は無しにします。気になる方は、私のお腹を触ってみて下さい。結果が分かると思います(^_^)。

ということで、事務所だより2月号をお送りします。まだまだ寒さは続きます。インフルエンザも流行っているようです。皆様くれぐれもお気を付け下さい。



☆ お知らせ (平成 29 年 2 月の 税務)

期 限	項 目
2月10日	▶ 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
2月28日	▶ 前年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 6月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	▶ 平成28年分 所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)
	▶ 平成28年分 贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)
	▶ 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

☆ 相続税の課税対象者が倍増

平成27年に死亡した129万444人のうち、相続税の課税対象となったのは10万3043人で、前年の5万6239人からほぼ倍増したことが国税庁の発表で明らかになりました。相続税の“大衆化”が初めて数字となって示されました。

平成27年の死亡者のうち、相続税の納税が必要な相続に掛かる被相続人数(10万3043人)の割合は8%で、前年の4.4%から大きく高まりました。これは27年1月に相続税が課税されるかどうかのラインである基礎控除額が「3千万円+(600万円×法定相続人の数)」に引き下げられたことで、課税対象者の範囲が広がったことが原因です。相続増税の影響で、それまでなら課税対象ではなかった多くの人に税金がかかるようになったことが分かります。

また、被相続人一人当たりの税額は前年の2473万円から1758万円に下がったものの、課税総額は同1兆3908億円から1兆8116億円にまで増加しました。なお、金額ベースでみた相続財産の種類構成割合は、土地38%、家屋5.3%、現金・預貯金等30.7%、有価証券14.9%、

その他 11% でした。相変わらず土地が相続財産の多くを占めていることが分かります。

☆ 個人番号カードの発行は 982 万枚

総務省が発表したデータによれば、昨年 12 月 27 日までに申請に基づき発行されたマイナンバーカードは 982 万枚でした。マイナンバー制度の前身である住民基本台帳カードの発行枚数が 12 年かけて 850 万枚にも届かなかったことを思えば上々の数字にも思えますが、マイナンバー制度導入時に総務省が掲げた 3 ヶ月で 1 千万枚、1 年で 3 千万枚という目標とはあまりにかけ離れた数字と言わざるを得ません。

発行枚数が伸び悩んだ理由の一つには、制度スタート早々に発覚したカード交付システムの障害があるようです。制度を運営する地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) と自治体間の中継サーバーに生じた障害は完全に解消されるまでに半年近くの時間を要し、一時期は申請したカードを受け取れるまで数ヶ月かかるという状態が続きました。11 月末までには交付業務の遅れは全自治体で解消されたものの、「すぐにはカードを受け取れない」という状況が申請ペースを腰折れさせた感は否めません。

とはいえ、遅れが解消された後もカードの申請ペースは上がっていません。私も申請していませんので。この根本的な原因として、カード取得のメリットを納税者が実感できていない面がありそうです。そして、さらなる普及拡大を狙い、政府は今後矢継ぎ早にさまざまな分野でのカードの活用を推し進めていく方針ですが、もともと税と社会保障のみに使われる特定個人情報として位置づけられたマイナンバーの利用範囲をなし崩しに広げていくことには不安が残ります。というより、ダメされた感があります。

☆ 加算税に注意！

2016 年度税制改正により、加算税制度の見直し (加算税の賦課割合の変更及び加算税の過重措置の創設) が行われますので、ご注意ください。これらは、いずれも 2017 年 1 月 1 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

なお、2016 年度税制改正においては、過少申告加算税・無申告加算税・重加算税を対象としており、不納付加算税は見直しの対象にはなっていません。

加算税の賦課割合の変更については、調査通知以後かつ更正予知前にされた、修正申告に基づく過少申告加算税については、改正前は不適用であったものが、改正後は 5% (期限内申告額と 50 万円のいずれか多い金額を超える部分は 10%) とされます。

また、調査通知以後かつ更正予知前にされた、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算

税については、改正前は 5% であったものが、改正後は 10% (納付すべき税額が 50 万円を超える部分は 15%) とされますので、ご注意ください。

加算税の過重措置の創設では、期限後申告や修正申告 (更正予知によるものに限る)、更正、決定等があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税 (更正予知によるものに限る) 又は重加算税を課されたことがあるとき (以下: 一定の場合) は、その期限後申告等に基づき課する両税の課税割合にそれぞれ 10% 加重する制度が創設されました。

具体的には、期限後申告等に基づき課される無申告加算税 (一定の場合に限る) は、改正前の 15% (納付すべき税額が 50 万円を超える部分は 20%) から、改正後は 25% (納付すべき税額が 50 万円を超える部分は 30%) とされ、また、期限後申告等に基づき課される重加算税 (一定の場合に限る) は、改正前の過少申告加算税・不納付加算税が 35%、無申告加算税が 40% から、改正後は同 45%、同 50% とされております。

なお、この過重措置は、加算金制度 (地方税) における不申告加算税及び重加算金についても、同様の見直しが行われておりますので、ご注意ください。

罰則に頼らないときちんと申告してくれない、ということでしょうか…。

☆ 調査の通知

東京税理士会 (西村新会長) が会員向けに行ったアンケート調査によると、事前通知がなかった無予告調査の件数は 93 件で、全体の 4.3% でした。このうち臨場後速やかに国税通則法の手続きにのっとり納税者の理解と協力を得て調査が行われたものは 82 件にとどまりました。なかには納税者の理解を得られないまま調査が開始されたと考えるケースもあったそうです。法令に則っていない調査が行われていることが懸念されます。

また、税理士が税務代理権限証明書を提出しているにもかかわらず、納税者にしか通知せず調査にいたったケースが 117 件に及んだことが分かりました。税理士が税務代理権限証明書を提出すると、必ず税理士に通知をされなければなりません、国税当局は通知義務を守っていないなかったこととなります。

調査対象者の取引先などに対して実施される税務調査である「反面調査」は 170 件で、そのうち反面調査であることを実施した後に知ったのは 87 件で過半数を上回りました。反面調査は取引先などに知らせたうえで実施することになっているはずですが、税理士に知らせずに実施しているケースが大半を占めていることが浮き彫りになりました。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488